

令和2年度中国地方知事会第2回知事会議資料

資料1

中国地方知事会新型コロナウイルス感染症対策本部行動宣言 1

中国地方知事会緊急メッセージ
～ 新型コロナウイルス感染症の拡大を食い止めるために～ 3

資料2

中国地方知事会議・共同アピール 5

(改正)

中国地方知事会新型コロナウイルス感染症対策本部行動宣言

～新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指して～

令和2年3月に初めて中国地方で新型コロナウイルス感染者が報告されてから8か月が経過した。未だ、ウイルス感染が収まる気配はなく、現在、全国各地で再び感染者が急増しており、今後、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念される中で、爆発的な感染拡大を何としても食い止めるための更なる努力が求められている。我々中国地方5県は、保健所設置市及びその他の市町村、県民、事業者等と力を合わせ、一丸となってこの危機に立ち向かい、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に全力を挙げて取り組んでいく決意である。

そして同時に、感染症対策を通じて明らかとなった、行政分野におけるデジタル化の課題についても、この機会を県民サービス向上・行政の効率化を図る絶好のチャンスと捉え、スピード感を持って対応していかなければならない。

ウイルスを抑え込むとともに、中国地方の県民が安心して社会経済活動を営むことができるよう、我々は、次のとおり行動することを宣言する。

記

1 検査・医療提供体制の強化

我々は、断固として感染拡大の波を抑え込みます。そのために、県民や事業者等に対し、感染防止対策の一層の徹底を呼びかけるとともに、安心して社会経済活動を営めるよう、季節性インフルエンザの流行期に備え、かかりつけ医など身近な医療機関でも迅速に診療・検査を受けられる体制の整備や、入院医療機関及び宿泊療養施設の入受・運営体制の充実を図ります。そして、先行事例を教訓に、クラスター対策を強化していくことに加え、クラスター発生時には、他県が迅速に支援するなど、5県が連携し、感染を囲い込み、医療崩壊を防ぎます。

2 社会経済活動の維持・回復に係る取組での連携

我々は、企業等の事業継続や雇用の維持を全力で支援します。

引き続き、関係事業団体等とも連携しながら、新型コロナウイルス感染症対策を整えるとともに、観光・飲食・イベントなどへの誘客等の取組で中国5県が連携し、中国圏域経済の早期回復を目指します。

ただし、中国地方が新型コロナウイルス感染症対策分科会の示すステージⅢに移行する懸念がある場合は、Go To 施策の制限について遅滞なく検討します。

3 自治体DXの推進

我々は、コロナ禍において浮き彫りとなった行政分野におけるデジタル化の遅れ等を解決するため、全ての行政手続を対象に、書面規制・押印・対面規制の見直し等を行い、原則オンライン化に取り組めます。併せて、住民サービスの向上・行政の効率化を図るため、クラウド上でのシステムの共同・共通化の推進やAI・RPA等の導入など、ICTを活用した業務改革に取り組めます。

令和2年11月17日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

中国地方の皆様へ

中国地方知事会緊急メッセージ

～ 新型コロナウイルス感染症の拡大を食い止めるために ～

現在、全国各地で新型コロナウイルス感染症が再び拡大し第3波とも言える様相を呈しており、重要な局面を迎えています。

本格的な冬を迎えるこれからは、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されます。また、年末年始には、忘年会・新年会などの会食の機会が増え、人の移動も集中します。

爆発的な感染拡大を何としても食い止めるために、そして、ようやく回復の兆しが見え始めた社会経済活動を二度と落ち込ませることのないように、次のことについて、皆様のご協力を重ねて強くお願いします。

● 感染リスクが高まる「5つの場面」に注意してください！

「マスクの着用」や「人と人との距離の確保」、「3密の回避」など基本的な感染防止対策を引き続き徹底するとともに、注意力の低下や気の緩みなどにより感染リスクが高まる次の「5つの場面」に特に注意してください。

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 仕事での休憩時間に休憩室、更衣室などへ居場所が切り替わった時

● 会食は感染リスクを下げながら楽しむ工夫をしてください！

会食をする際、飲酒を伴う場合には、「少人数・短時間で」、「なるべく普段一緒にいる人と」、「深酒・はしご酒などは控え、適度な酒量で」行うようにしてください。

また、「ガイドラインを遵守したお店で」、「座席の配置は斜め向かいに」、「箸やコップは使い回さず」、「会食中はマスクを片耳掛けし」、「会話する時はなるべくマスクを着用する」など、感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫をしてください。

● 体調が悪いときは出勤や会食をやめてください！

体調がすぐれず、発熱や咳などの症状があるときは、外出を避け、すぐにかかりつけ医や受診・相談センターに電話連絡をしてください。職場への出勤や会食への参加などはやめてください。

また、体調が悪いときや無症状であっても感染が懸念される場合は、帰省や旅行をやめてください。親戚や友人で中国地方への来訪を予定されている方にも、働きかけをお願いします。

● 帰省や旅行などは時期を分散させましょう！

人の移動が集中する年末年始は、帰省や旅行、初詣などの時期をずらすことで、「密」になることを極力避けてください。

企業・事業者の皆様も、従業員が年末年始における休暇を分散取得できるよう、検討をお願いします。

● 企業・事業者の皆様の一層の取組をお願いします！

企業・事業者の皆様には、業種ごとに策定されている感染拡大予防ガイドラインなどに則し、感染拡大防止のための適切な対策を一層徹底されるようお願いいたします。

店舗や施設、職場などでは、寒い環境にあっても適切に換気を行うとともに、適度な保湿に心がけてください。

● 誹謗・中傷・差別は絶対にやめてください！

新型コロナウイルス感染症は、誰もがどこでも感染する可能性のある病気です。感染された方やそのご家族はもとより、感染が確認された施設の関係者及び医療機関の従事者又はその方々のご家族、県外からの帰省者・旅行者などを誹謗・中傷・差別することは、絶対にやめてください。

令和2年11月17日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

住民の生命・生活を脅かす新型コロナウイルス感染症対策について

日本国内で本年1月に新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降都市部を中心に感染経路が明らかでない感染者が増え続けたことを踏まえ、国は、4月7日、改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を関東・近畿・九州圏の7都府県に発令した。また、同月16日には、対象を全国に拡大し、5月4日には、医療提供体制へのさらなる負荷が懸念されることから、緊急事態措置の期間を5月末まで延長した。

その後、全国的な新規感染者の減少や病床等の確保など、改善が見られたことから、5月14日に中国5県を含む39県で、21日には近畿3府県で、25日には北海道、首都圏4都県で緊急事態宣言が解除され、5月末を待たず全国的な解除に至った。

今後、季節性インフルエンザ流行期を控え、新型コロナウイルス感染症と同時流行する局面が予想されるとともに、有効な治療薬やワクチンが開発されるまでは、影響の長期化が予想されることから、引き続き感染防止対策を実施する必要があるとともに、社会経済活動の回復に努めなければならない。

中国地方知事会としても、こうした事実を重く受け止め、国と一致団結して対策に引き続き取り組む決意であるが、これら取組を進める上で、次の事項について国の対応を強く要請する。

1 地方財源の確保

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、今後の感染状況や経済状況等を踏まえ、予備費を活用した増額を行うとともに、令和3年度以降も両交付金を継続すること。

また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による基金については、民間金融機関における実質無利子・無担保融資において、国の助成期間（3年間）終了後や各県が地域の実情に応じて実施する利子・信用保証料の軽減に活用できるよう各県の制度に合わせて設置期間の延長を検討するとともに、自治体が独自に実施する事業についても活用できるよう支援の対象とすること。また、増加が見込まれる信用保証協会に対する損失補償や金融機関への預託金の調達金利についても交付金の対象とし、

これらの必要額を措置するなど、弾力的な運用を図ること。

2 感染再拡大防止に向けた積極的戦略への転換と対策

- (1) 季節性インフルエンザ流行期を控え、新型コロナウイルス感染症と同時流行する局面において、感染拡大が起これば、その度に自粛や休業要請を繰り返すことになれば、日本の経済の早期正常化の支障となることから、安全な医療体制を確保しながら、感染拡大防止と社会経済活動をバランスよく両立させるため、
- ・PCR検査等の大規模拡大など積極的感染拡大防止戦略への転換やそのための体制整備
 - ・自己採取可能な鼻腔スワブ検体や唾液による検査の推進及び簡易検査キットの不具合の解消等、広く対応可能な検査手法の開発・普及促進
 - ・軽症者等の療養のためのホテル等の確保や重症者等の対応のための医療機能の増強
 - ・積極的疫学調査を徹底するための人員体制増強
 - ・手術前の患者、妊婦に対するPCR検査の徹底等による院内感染防止対策
 - ・未だ国民の不安感が社会経済活動の大きな障害になっていることから、必要性・優先度・財源等を国において整理した上での、自己負担額を軽減し、誰でも検査が受けられる体制の早急な構築
 - ・医療機関、介護、障害福祉施設の従事者に対するPCR検査等を国による行政検査として実施
- などの対策を講じること。
- (2) 今後の感染再拡大に備え、都道府県知事が地域の実情にあった感染対策を適宜、適切に実施できるよう、特別措置法に基づく施設使用制限等の「指示」に従わない場合の罰則を設けるほか、新型コロナウイルス感染症に係る保健所の積極的疫学調査や軽症者等の宿泊施設での療養、自宅での健康観察について、実効性を担保する感染症予防法上の特例措置等を早急に講じること。
- (3) 指定感染症の運用については、まん延防止や重症化防止の観点から必要に即して引き続き入院措置を行うことを徹底すると

ともに、宿泊療養施設や自宅など医療機関以外での療養について法令上明確に位置づけること。また、今後の見直しに当たっても、地域により感染状況や医療提供体制等が異なる実態に即した慎重な検討を行うこととし、現場の運用を変更する場合には、十分な周知期間を設けること。加えて、HER-SYSについて、使い勝手の改善を図るとともに、端末機器の導入など医療機関がHER-SYSへの入力を開始するために必要な経費への支援を行うこと。

3 医療提供体制の充実強化

(1) 医療提供体制の確保

医療機関の人員確保や設備整備、軽症患者等が療養する宿泊施設の確保、患者の受入調整を行う調整本部の運営を迅速かつ円滑に行うため、予備費の活用も含め、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額や弾力的な運用をはじめ、令和3年度以降においても必要な額を確保すること。

特に、医療機関においては、患者の受入に係る人員体制確保等の過大な負担、風評被害や院内感染対策による一般診療の縮小など、経営上の課題があることから、引き続き、空床確保料の引き上げなど入院病床の確保を強力に後押しするための十分な財政措置を講じるとともに、診療報酬の引き上げや危険手当の制度化、慰労金の延長・拡充などの見直しを行うこと。

また、入院病床の確保に関しては、国の定める重点医療機関の指定要件が病棟単位となっており、特に重症患者を受け入れるための病床に限られる地方では活用が困難な制度となっているため、病棟単位に限定することなく、病床単位でも重点医療機関と同等の空床確保料を措置すること。

(2) インフルエンザとの同時流行に備えた体制整備

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行に備え、発熱患者を受け入れた診療・検査機関に対し、診療報酬上の措置や協力金の支給など受入れ患者数に応じた支援を行うとともに、スタッフの危険手当の制度化や罹患した場合の休業補償を行うこと。

(3) 治療薬やワクチンの実用化

感染の早期終息に向け、国主導の下、民間企業等とも連携して、治療薬やワクチンの早期実用化及び供給体制の確立を実現すること。また、同時流行の懸念されるインフルエンザワクチンについても十分な量を確保すること。

(4) 必要とされる医療資材の確保

マスク、防護服、ゴーグル、手指消毒用エタノール等、必要とされる医療資材が施設等へ確実に提供されるよう、国が責任をもって調達し、供給すること。

また、感染拡大時にも安定的に確保できるよう、供給体制の強化を図ること。

(5) 保健所の機能強化

積極的疫学調査や受診・相談センターなど、感染拡大防止に重要な役割を担う保健所の体制強化に対して、さらなる財政的、技術的、人的支援を行うこと。

(6) 医療機関等の運営の安定化

新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等により、経営が一層厳しくなっている医療機関の持続可能な経営に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充、公立・公的病院をはじめとする全ての医療機関に対する財政支援など、戦略的かつ継続的に対処すること。

併せて、処方箋受付の減少や利用控えなどにより、経営上困難な薬局・健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸等の事業所等に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充を図るなど経営安定化に向けた財政支援等を行うこと。

(7) 水際対策の強化

入国規制の緩和については感染の再拡大に繋がらないよう慎重に進めるとともに、PCR検査等に必要な十分な待機場所及び検査場所を確保すること。また、PCR検査等の結果が判明するまでの間、検疫所長が指定する待機施設等で入国者・帰国者全員を留め置くこととし、これを周知徹底するとともに、そのための十分な収容能力を確保すること。

なお、中長期滞在者において、入国後の滞在先が未定の方も少なくないため、住民票の早期提出を推奨するとともに、外国人の居所に係る情報を都道府県へ提供すること。検査結果が陽性の場合には、国の責任において、十分な入院先や宿泊療養施設を確保するなどにより、特定の都道府県に過度な負担が生じないようにすること。

さらに、外国人に対し、入国時の多言語での分かりやすい情報発信の充実及び啓発を図るとともに、外国人陽性患者等に対する積極的疫学調査・入院治療説明でのコミュニケーション支援等の側面支援、電話医療通訳サービスを含めワンストップ窓口（コールセンター等）を国で設置すること。

4 学校等教育分野への対応

(1) 進級・卒業要件及び大学受験等にかかる影響への対応

学校の臨時休業期間の長期化等を踏まえ、児童生徒の進級及び卒業要件等について、国の責任において速やかに明確な方針を示すこと。

また、高校生等の就職や進学に大きな影響を及ぼす国家資格等の資格試験の中止や延期が見受けられる中、資格試験が受けられないことによって、就職や進学に関して不利にならないよう、国において各試験団体、経済団体、大学等へ働きかけること。

(2) 学習機会の確保

義務教育段階における児童生徒1人1台の端末の配備等について、児童生徒の学習機会を確保するため、確実に実施するとともに、学習支援コンテンツの充実や、家庭での学習に伴う通信料負担への補填措置も講じること。また、こうした措置の対象に高等学校及び特別支援学校高等部も含めること。特に、低所得による端末不保持者向け貸出端末の提供等に対して、優先的に支援すること。

また、児童生徒の学習の遅れが生じないために、学校における、創意工夫をこらした学びの支援に必要な財源を確保すること。

加えて、地域の感染状況により学校休校の対応をした地域としていない地域において学習機会に差が生じないように、9月入

学制など、幅広く議論を行うこと。

(3) 児童生徒等の心のケア

新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒及びその保護者に対するいじめ、偏見、ストレス等に対応するスクールカウンセラーやいじめ相談の活動が十分に行えるよう、財政支援を拡充すること。

(4) 教育関係行事の延期・中止等に伴う負担への対応

学校の臨時休業に伴い事業に影響を受ける学校給食関連業者やスクールバス・タクシー業者などの学校取引事業者に生ずる損失に対する十分な補填措置を講じること。

(5) 学校や社会教育施設等における感染症防止対策

学校や社会教育施設等における感染症防止対策のため、非接触型体温計、アルコール消毒薬、マスク等を、独自にそれらを調達した場合や消毒・洗浄作業、換気設備の整備を行った場合の経費について、十分な財政支援を行うこと。

また、児童生徒等の生活の場である寄宿舎の多くは、「3つの密」を避けることが困難な構造であるため、舎室の個室化、換気設備の整備、休養室の増設などの大規模改修に係る経費について、財政支援を行うこと。

加えて、特別支援学校のスクールバスでの感染リスク低減対策への支援について緊急経済対策で実施されることとなったが、児童生徒の密集状態を緩和するためのスクールバスの増便に係る経費について、令和3年度以降も十分な財政支援を行うとともに、高等学校における鉄道通学時の過密状況を避けるためのスクールバスの運行も対象に含めること。

(6) 少人数学級の拡充

児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させることにより、学校生活や人間関係への円滑な適応、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の定着を図るとともに、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策として学校における「3つの密」を回避し、「新しい生活様式」を実現するため、小学校1年生の35人学級のみならず、さらなる少人数学級の拡充のため、教職員定数の改善を行うこと。併せて、空き教室の活用等に必要

な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。

5 保育所等への支援

保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ等においては、社会機能維持のため、密接・密集が避けられない状況の中、児童等の安全を確保した上での事業継続が求められている。

衛生用品の購入、消毒対応等の感染防止対策を徹底するために必要となる経費について、介護施設等への財政支援と同様に、定員規模に応じた補助額の増額及び補助対象経費への施設改修費の追加等、制度の拡充を行うこと。

また、保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ等の教職員についても、介護や障がい分野の施設・事業所職員と同様に、慰労金の支給対象とすること。

6 病児保育事業への支援

ひとり親家庭等にとって欠くことのできないセーフティネットである病児保育事業は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う利用者の大幅な減少により運営が非常に厳しい状況にあることから、子ども子育て支援交付金において、12月までとされた利用児童数に応じた加算分の算定に係る特例措置については、コロナ禍の収束が見通せるまでの間継続するなど、財政支援の充実を図ること。

7 地方経済を支える中小企業等や労働者への支援強化

(1) 中堅企業・中小企業・小規模事業者等への支援の強化

中小企業・小規模事業者及び農林漁業者に対し、民間金融機関でも無利子・無担保の融資を受けることができる制度や再起の糧とするための持続化給付金制度、収入が大幅に減少した場合の県税徴収猶予制度等が緊急経済対策で創設されたが、事業の継続に不安を抱える事業者に新たな支援策が一刻も早く届くよう、制度の周知や申請手続の簡素化などを図るとともに、持続化給付金については、売上減少要件の緩和や法人税法上、法人とみなされる任意団体を対象とするなど支給対象の拡大、複数回給付等の検討を行うこと。

併せて、家賃支援給付金については、家賃支援の対象月に4月も含めるなど、支援を必要とする人に行き届くものとし、さらなる制度周知を行うとともに、申請手続の簡素化により迅速に給付すること。

さらに影響の長期化による資金繰りの悪化も懸念されるため、都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資について、保証申込期間及び融資実行期間の延長、融資限度額の引き上げ、利子補給の期間延長などの支援制度のさらなる拡充を講じるとともに、中堅企業を含む企業の事業継続を維持するために必要な支援を継続すること。

加えて、イベントの自粛等の影響を受ける文化芸術・スポーツ関係者等への支援策を講じること。

(2) 雇用調整助成金等による雇用維持に向けた対策の強化

雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、引き続き、支援が必要な事業者や労働者に対して必要な情報を的確に届くよう、あらゆる手段を講じ制度をわかりやすく周知し、利用促進を図ること。また、特例措置については、来年以降も経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。

(3) 離職者の雇用機会創出のための対策の実施

新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞のため、離職を余儀なくされた労働者の増加が見込まれることから、今後の雇用情勢に鑑み、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、今後成長が見込まれる分野などでの雇用創出や当該分野への労働移動が促進されるよう、緊急に雇用機会を創出するための事業を創設すること。

また、国と地方が連携して迅速に対策を実施できるようにするため、厚生労働省及び各労働局が把握している新型コロナウイルス感染症に起因する雇用調整や解雇見込み等の情報について、公表されている総数のみではなく、業種別や市町村別などの詳細な内訳等についても各県と情報を共有すること。

(4) 職業能力開発促進策の一層の拡充・強化

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化を見据え、成長分野や人手が不足している分野への労働力移動に向けて、新たなスキル習得のための職業能力開発促進策の一層の拡充・強化を講

じること。

(5) 地域公共交通機関の維持・存続に向けた対策の実施

バス、鉄道、離島航路をはじめ甚大な影響が生じている地域公共交通機関の維持・存続に向けて、赤字や減収補填などの経営支援対策を国において責任をもって早急に講じるとともに、既存補助金の大幅な増額や要件緩和などの弾力的な運用・見直しを行うこと。

(6) 観光産業・飲食業等への影響を踏まえた対策の実施

官民一体型の消費喚起キャンペーン（Go To キャンペーン）については、地域経済が持続的に維持・回復できるよう、現行の期間で終了することなく、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、継続的な観光需要の喚起を図るとともに、令和3年度においても、引き続き、消費喚起に向けた施策や経営支援施策を実施すること。また、施策の効果が特定の地域、特定の時期及び特定の業種に偏ることがないようにバランスに配慮するとともに、地域と十分に連携すること。

なお、トラベル・イート事業で示されたステージⅠ又はⅡ相当での実施という基準を踏まえ、感染拡大時における除外地域の機動的な見直しができるよう制度を検討すること。

また、現在実施しているトラベル事業については、旅行者に対して感染症対策を国として強く呼びかけること。

(7) 強固なサプライチェーンの構築への支援

「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」については、予備費の追加的措置がなされたところであるが、（予備費充当後の予算額約3,060億円）いまだに補助希望額（先行採択分を除き、約1兆7,640億円）とは大きな乖離があり、サプライチェーン再構築と企業の投資を促進するため、更なる予備費の活用も含め、速やかに予算枠の拡充を図るとともに、地方の生産拠点機能の強化、ひいては地域経済の強化を図る観点からも、地方の中小企業においても必要なサプライチェーンの再構築を行えるよう、申請書類や審査基準の簡素化などの見直しを行った上で、来年度以降も継続し、事業を実施すること。

(8) 影響を受けている外国人材及び雇用企業への対応

出入国制限が徐々に緩和されているが、外国人材に対する在

留資格の特例措置の円滑な活用に向けた適時・的確な情報提供と継続的な見直しや、円滑な出入国のために出入国手続き等の早期の的確な情報提供を行うとこと。併せて、帰国困難な元技能実習生や、留学生等で帰国を希望する者の早期帰国の実現、やむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置を、国の責任において講じること。

8 新しいビジネスモデルの積極的な推進

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、オンライン会議やテレワークが一気に進み、人々が働く場所から解放され、対面によらずに仕事ができるようになり、今後、組織に所属せずプロジェクトごとにメンバーが集まるなどのギグエコノミーの一層の拡大が想定されることから、こうした変化に適応するための支援を行うこと。

(1) 新しい働き方様式に向けた取組の推進

時間や場所にとらわれず個々の能力を発揮できる働き方の実現や、この度の新型コロナウイルス感染症拡大などの危機事案発生時における企業の事業継続対策としても有効なテレワークやオンライン会議、さらに、オフィスの分散やサテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革に向けた取組を一層推進すること。

(2) 新しいビジネス様式に向けた環境整備

ギグエコノミーや店舗のバーチャル化などの地理的制約を超えた新しいビジネス様式に対応するため、働き手の能力やスキルの向上支援などとともに、働き手と企業が対等に安心して仕事を進めていく上での環境を整備するために、これらに適応した契約や労働に係る法制度及び社会保障制度の在り方を検討すること。

(3) ベンチャー企業に対する積極的な支援

「新しい生活様式」「新しい働き方様式」「新しいビジネス様式」への対応に重要なイノベーションの創発を推進するため、ベンチャー企業に対し、ベンチャーキャピタルなどを通じた資金調達や人材確保に向けた取組など、引き続き積極的に支援を行うこと。

9 新たな日常に対応した自治体DXの推進

新型コロナウイルス感染症の拡大により、行政分野のデジタル化の遅れが明らかになった。コロナ禍で生じた住民の意識・生活の変化を社会変革へとつなげ、コロナの時代の「新たな日常」を構築するため、その原動力となる社会全体のデジタル化を強力に推進する必要があることから、地方と一体となって次の取組を推進すること。

(1) 行政手続の見直し

国の法令に基づいて地方公共団体が行う行政手続のうち、利用者の利便性を阻害するものについては、迅速な見直しを行うこと。また、地方公共団体における統一的な見直しに資するよう、国の検証プロセスや、押印廃止時の本人確認手法等も含めた見直し結果について、速やかに情報提供を行うこと。

さらに、行政手続のオンライン化やクラウド上でのシステムの共同・共通化を推進するため、申請項目や書式・様式等のインターフェイスの標準化やプラットフォームの統一的な整備、既存の電子申請システムとの連携に係る助言等、積極的に支援を行うこと。

(2) オープンデータ化の推進

コロナ時代における経済の早期回復等に向けて、分野間のデータ連携や官民のデータ連携により、新たなサービスや付加価値を創出し、利便性向上や生産性向上を図ることが必要である。

については、分野間、国・県・市町村間、さらに官民において情報連携するために、オープンデータ化する共通システム等の構築や、書面のデータ化や、様々な形式で作成されているデータ等について新たなデジタルデータの作成・標準化のための財政支援を行うこと。

(3) マイナンバー制度の抜本的改善

法により限定列举されているマイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載、生体認証による個人認証、各種免許証等との一体化等を行い、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みを速やかに構築すること。

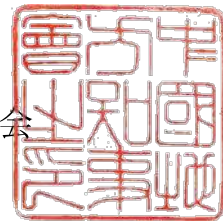
こうしたマイナンバー制度の抜本的な改善により、マイナンバーカードの国民全体への普及を強力に進め、申請者が申請・手続をせずとも手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス等の実現に向けて、行政手続をオンラインで完結させるための基盤を確立すること。

10 偏見・差別意識の排除の推進

医療の最前線で治療にあたる医療従事者や感染者、また、その家族等に対する偏見や差別、さらには宿泊療養施設やその周辺地域への風評被害は決して許されるものではないことから、新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報の迅速な提供に努め、人権教育・啓発を推進するとともに、風評被害の防止対策を講じること。

令和2年11月17日

中国地方知事会



鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	隆	太
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

相次ぐ大規模災害を乗り越えるための防災・減災対策について

平成30年7月豪雨災害では、河川の氾濫や土砂災害等が広域・同時多発的に発生し、200人を超える多くの尊い人命が失われた。被災地では、多くの建物をはじめ、道路、河川、上下水道、ため池、鉄道、さらに農林水産業や商工業等にまで広範に被害が生じ、住民生活や経済活動に多大な影響を及ぼし、復旧・復興に向けては豪雨災害として過去に類を見ないほどの費用や時間が必要になると見込まれている。

また、去年は台風第15号、第19号が立て続けに東日本を襲い、甚大な被害が極めて広い範囲で発生した。

さらに、令和2年7月豪雨災害では、九州地方を中心に、西日本から東海、中部地方などの広範囲にわたって大規模な河川の氾濫や土砂災害など各地に甚大な人的・物的被害を招き、コロナ禍の国民に大きな打撃を与えた。

中国地方としても、治水対策、土砂災害対策などハード対策に加えて、避難情報の伝達などソフト対策もまだまだ道半ばであることに、改めて強い危機感を覚えるものである。

近年、全国各地で大規模な災害が相次いでおり、これまでの自然災害に対する常識を大きく転換し、来るべき災害に万全の備えを講じていかななくてはならない。平成30年7月豪雨災害、令和2年7月豪雨災害を経験した中国地方としても、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する計画的なハード整備に加え、地域防災力の向上に係るソフト対策など、幅広い対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 被災者に対する支援制度の拡充

(1) 被災者一人ひとりに寄り添った包括的な支援を中長期的に実施する「地域支え合いセンター」や「こころのケアチーム」などの「平成30年7月豪雨生活・生業再建支援パッケージ」で措置された被災者への総合的な支援については、現行の補助率を維持した上で、複数年にわたり継続的に実施すること。

(2) 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや児童生徒のおかれた環境の改善、また学習支援等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や学習サポート等を行う教育活動支援員等の配置、心理検査の実施について、補助率のかさ上げ等財政支援を拡充すること。

また、被災により就学困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよう、学用品費等の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされた生徒に対する通学費の補助、学校法人等による授業料等の軽減などに対し、より一層の財政措置を講じること。

- (3) 令和2年7月豪雨災害では、平成30年7月豪雨災害の被災者が、2年という短い期間で再び被災されている状況を踏まえ、短期間に何度も被災する場合の生活再建は困難を極めることから、被災者支援にあたっては既存の支援制度において別枠での支援を検討する等、特段の配慮をすること。

2 激甚化する自然災害に備えた国土強靱化対策の継続と防災・減災対策の強化

- (1) 毎年のように大規模災害による被害が発生し、そのたびに困難な復旧・復興を繰り返す実態を踏まえ、今後も防災・減災、国土強靱化に取り組めるよう「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続く対策を創設すること。その際、事業期間は5か年計画とするなど中長期的かつ明確な見通しのもとに別枠による必要かつ十分な予算・財源を確保すること。また、土地利用一体型の浸水対策、高速道路4車線化など災害に強い道路ネットワークの構築やインフラ老朽化対策など、国土強靱化のための対象事業を拡大すること。
- (2) 気象変動の影響により頻発化・激甚化する自然災害に備え、治水事業予算を大幅に増額するなど、治水対策を早急に進めること。また、平成30年7月豪雨災害で被災した小田川や、平成30年7月豪雨災害に続き、令和2年7月豪雨災害により再度の浸水被害が多く発生した江の川下流域などの被災状況を踏まえ、国管理河川における治水対策についても、一層の推進を図ること。

3 大規模災害からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

- (1) 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基